

## 神戸市公立大学法人広報戦略会議規則

2023年4月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人広報戦略会議（以下「広報戦略会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 広報戦略会議は、神戸市公立大学法人、神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の広報に関する方針や重要な事項について審議する。

(組織)

第3条 広報戦略会議は、学長、校長、理事長が指名する理事2名、学長が指名する大学教員2名及び校長が指名する高等専門学校教員2名の計8名を委員として組織する。

(議長)

第4条 広報戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、広報戦略会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 広報戦略会議は、議長が招集する。

2 広報戦略会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を広報戦略会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 広報戦略会議の庶務は、経営グループにおいて総括し、及び処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、広報戦略会議の運営に関し必要な事項は、議長が広報戦略会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学広報戦略会議規程（2022年7月1日規程第5号）は、廃止する。